

青森市健康増進センター条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

児童福祉法及び母子保健法の一部改正に伴い、市町村において、子ども家庭総合支援拠点と母子健康包括支援センター（子育て世代包括支援センター）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関であることも家庭センターの設置が努力義務化されたことから、所要の改正をするため、提案するものである。

2 改正内容

母子保健法に規定されていた母子健康包括支援センターについて、児童福祉法に規定することも家庭センターに組織が見直されたことに伴い、条例に規定する母子健康包括支援センターの名称をこども家庭センターに改め、及び同法の引用条項を改めるもの

3 施行期日

令和6年4月1日

4 法改正の内容

(1) 法改正の趣旨

児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化等の措置を講じるもの

(2) 法改正の内容

○児童福祉法の一部改正について

市町村は、こども家庭センターの設置に努めなければならないものとし、当該センターは、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的とされ、家庭からの相談に応ずること等の業務を行うこととされた。

○母子保健法の一部改正について

こども家庭センターは、児童福祉法に掲げる業務のほか、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的として、母子保健に関する相談や保健指導、母性並びに乳児及び幼児に対する支援に関する計画の作成その他の支援等の事業を行うものとされた。

5 (参考) あおもり親子はぐくみプラザについて

総合福祉センターの育児支援事業（福祉部子育て支援課子ども支援センター）と青森市保健所の母子保健事業（保健部健康づくり推進課母子保健チーム）の相談窓口の一本化及びワンストップ化を図るため、令和2年4月1日から青森市健康増進センター内にあおもり親子はぐくみプラザを設置したものである。

これにより、あおもり親子はぐくみプラザに母子健康包括支援センター（母子保健法第22条第1項）が設置され、併せて同日に子ども家庭総合支援拠点（児童福祉法第10条の2）が整備され、幼児・乳児のみならず18歳未満の児童を対象とする事業を行うこととしたものである。